

新城南部企業団地産廃対策会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城南部企業団地産廃対策会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴定員は定めない。ただし、会場の収容人員を超える場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会場の指定の入口で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 会議を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。

(入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の円滑な進行を妨げると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、環境部長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場命令)

第7条 環境部長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、新城南部企業団地産廃対策会議において別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月19日から施行する。

附 則 (平成26年12月18日)

環境部長が不在の場合は、環境部長から権限を委任された者に読み替えるものとする。